

承諾事項書

「資源の有効な利用促進に関する法律」に基づき、一般廃棄物としての使用済み小型充電式電池の回収・再資源化を促進する一般社団法人JBRC(以下、「JBRC」という。)の活動趣旨に賛同し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法という。)に基づく一般廃棄物広域認定(平成30年第4号)の回収拠点として登録するにあたって、以下の内容を確認・承諾し、「回収拠点場所リスト」及び「回収拠点登録申請書」のJBRCへの提出をもって、JBRCの回収拠点(以下、「回収拠点」という。)として登録することに同意します。

1. 法令の遵守:回収拠点及びJBRCは廃棄物処理法及びその他関連法令等を遵守する。
2. 回収対象電池:JBRC会員が国内で販売し、一般廃棄物となった下記の電池。
 ● ニカド電池 ● ニッケル水素電池 ● リチウムイオン電池 ● モバイルバッテリー(機器本体)
3. 運搬会社
 佐川急便株式会社(本社:京都府京都市南区上鳥羽角田町68) 日本通運株式会社(本社:東京都港区東新橋1-9-3)
 日本貨物鉄道株式会社(本社:東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8) 西濃運輸株式会社(本社:岐阜県大垣市田口町1)
4. 再資源化処理会社
 日本磁力選鉱株式会社(本社:福岡県北九州市小倉北区馬借3-6-42)
 [搬入・処理] ひびき工場(福岡県北九州市若松区響町1-79-1)
 共英製鋼株式会社(本社:大阪府大阪市北区堂島浜1-4-16)
 [搬入・処理] 山口事業所(山口県山陽小野田市大字小野田6289-18)
5. 回収単位:JBRCが送付したペール缶(10kg~20kg)単位、または、JBRCが送付したリサイクルBOX缶(満杯)単位とする。なお、ペール缶、リサイクルBOX缶はJBRCにWebまたは電話で依頼を行う。
6. 費用負担:本承諾事項書に従った回収対象電池の回収費用及び再資源化処理費用及び回収に使用するペール缶・リサイクルBOX缶費用及び運送費用は、原則としてJBRCが負担する。
7. 回収手順
 (1)回収拠点は、回収対象電池が10kg以上貯まった場合、又はリサイクルBOX缶が満杯になった場合、次の各事項を遵守して、梱包を行う。
 ①回収依頼する電池が回収対象電池のみであることを確認する。
 ②発熱・発火の恐れがあるので、次の安全措置を遵守したうえで回収対象電池を梱包する。
 ・プラスチックケースやプラスチックチューブ等で被覆されている電池パックは解体しない。
 ・解体された電池パック、破損した電池パック、解体により取出された電池及びその部品は、回収できないので、絶対に入れない。
 ・リード線や金属端子は、絶縁用ビニルテープ等で必ず絶縁する。なお、リード線は1本ずつ絶縁する。
 ・雨水にさらされたり、水で濡れている電池パックは回収できないので、絶対に入れない。
 ③回収対象電池をJBRCが供給したペール缶(10kg~20kg)または、リサイクルBOX缶(満杯)に梱包を行う。いずれの場合も種類分けは不要とする。なお、ペール缶・リサイクルBOX缶での梱包はポリ袋に電池を入れポリ袋内で電池が動かないように開口部をテープで止めて梱包する。
 (2)回収拠点は、上記(1)の措置を適切に実施したことを確認後、JBRCのWebサイトもしくは電話により、回収対象電池の種類、荷姿、梱包数を特定して、JBRCに回収依頼を行う。なお、万一回収拠点にて回収依頼内容の変更が生じたときは、速やかにJBRCに届け出る。
 (3)JBRCは、回収依頼を受付けた梱包荷物について、上記(1)が遵守されていない状況が確認された場合は、回収拠点登録を一時停止、または回収拠点登録の取消を行う場合がある。
 (4)JBRCは、回収依頼受付後、運搬会社に依頼し、回収依頼荷物を引取り、再資源化処理会社に搬入し再資源化処理を実施する。
 (5)JBRCは、再資源化処理会社にて検収した小型充電式電池の種類と回収重量(処理重量)を、Webサイトに掲載する。
8. 回収拠点が再資源化処理会社に回収対象電池その他の荷物を直接送付した場合は、JBRCの取扱いにはならない。この場合、すべての費用は回収拠点が負担する。
9. 回収拠点が小型充電式電池でないものを大量に含む梱包荷物の回収依頼を行った場合、JBRCは、小型充電式電池でないものを運賃は回収拠点負担で、回収拠点に返送することができる。
10. 回収対象電池の所有権は、運搬会社に引渡した時点で回収拠点からJBRCに移転するものとする。
11. 回収拠点が登録を取消したい場合は、JBRCに「回収拠点登録取消届」を提出する。JBRCによる取消届受付をもって登録の有効期間が終了する。なお、登録期間中にJBRCが回収依頼受付を行った回収対象電池は、JBRCにて再資源化処理する。
12. JBRCは、回収拠点に反社会的勢力との関与等の法令違反が認められた場合は、回収拠点の登録の取消を行う。なお、登録期間中にJBRCが回収依頼受付を行った回収対象電池は、JBRCにて再資源化処理する。
13. JBRCは、本承諾事項書に記載された事項について、合理的な裁量により、予告なく変更を行うことがある。変更があった場合は、JBRCは、速やかにその旨をJBRCのWebサイトに掲載して公告するか回収拠点に通知する。
14. 回収拠点は、回収拠点名、回収拠点責任者名、回収拠点住所及び「回収拠点場所リスト」情報及び「回収拠点登録申請書」の登録内容に変更があった場合は、直ちにJBRCに連絡するものとする。

以下の内容を承諾いたしました。

20 年 月 日

事業者名称 :
(回収拠点名)

代表者氏名 :
(回収拠点責任者名)

事業者所在地 :
(回収拠点住所)

印

*所在地の住所につきましては登記簿通りの表記でご記入願います。

*ご記入・捺印後、お手数ですが、「回収拠点場所リスト」及び「回収拠点登録申請書」とあわせて、FAXにて送付願います。

FAX 番号:03-5777-9781

記入説明書

F A X : 03 - 5777 - 9781

- ・ご記入に際しては、文字の読み取りやすい黒色ボールペンでご記入ください。
- ・用紙に必要事項を記入いただきましたら、お手数ですが、必ずご捺印の上、承諾事項書とあわせてF A Xにてお送りください。

小型充電式電池 一般廃棄物広域認定「回収拠点」登録申請書

※未記入事項がある場合は登録事項作業に支障が出ますので、必ず全て

略さず正式名称を楷書でお書きください。

例 (株)000⇒株式会社000

(一社)⇒一般社団法人

記入日	(西暦) 年	
回収拠点登録申請者 ゴム印などでの一括記入は不可	自治体・施設・法人名	略さず正式名を記入ください
	施設・店名	
	部門・部署名	
	住所	〒 都道府県 市 区 町村 丁目 番地 ビル名 階など
	電話番号	()-()-() FAX () () () () () ()
	Eメール	必ずご捺印ください。 @
	連絡ご担当者	承諾事項書ご確認の上、ご捺印ください
主な業容 右記より一つ選び□にレをつけてください	<input type="checkbox"/> 99自治体・官公庁関連（役所・清掃局・清掃センター・リサイクルセンターなど） <input type="checkbox"/> 88公共施設（図書館・美術館など） <input type="checkbox"/> 77教育機関（小・中・大・専門学校など） <input type="checkbox"/> 66郵便局 <input type="checkbox"/> 55店舗（コンビニなど） <input type="checkbox"/> 44その他	
回収拠点種別	<input type="checkbox"/> JBRCの回収場所（回収拠点場所）として登録 <input type="checkbox"/> 回収拠点場	
回収拠点場所追加登録	<input type="checkbox"/> 有 <small>※追加登録が有る場合、別紙の「回収拠点場所リスト」を本申請書とあわせて提出ください。</small>	
自治体廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 自治体廃棄物 <input type="checkbox"/> リサイクラー確認欄	
JBRCホームページでリサイクル協力拠点公開	<input type="checkbox"/> 可 <small>可の場合 JBRCホームページで検索可能な「リサイクル協力拠点」として拠点名・住所・電話番号を公開させていただきます。</small>	
控えは必ず保管してください		

「回収拠点」登録のきっかけをお知らせください。

- ①JBRCのホームページ ②JBRCのパフレット・チラシなど ③イベント・展示会 ④広告 ⑤知人・関係者からの紹介

F A X : 03 - 5777 - 9781

- ・ご記入に際しては、文字の読み取りやすい黒色ボールペンでご記入ください。
- ・用紙に必要事項を記入いただきましたら、
お手数ですが、必ずご捺印の上、承諾事項書とあわせてF A Xにてお送りください。

小型充電式電池 一般廃棄物広域認定「回収拠点」登録申請書

※未記入事項がある場合は登録事項作業に支障が出ますので、必ず全ての項目にご記入ください。

記入日	(西暦)	年	月	日	
回収拠点 登録申請者 ゴム印などでの 一括記入は不可	自治体・施設・法人名	略さず正式名を記入ください			
	施設・店名				
	部門・部署名				
	住所	〒	—	市	区
		都道府県		郡	町村
		丁目 番地			
	ビル名 階など				
	電話番号	()-()-()	FAX	()-()-()	
Eメール			@		
連絡ご担当者				Ⓜ 承諾事項書ご確認の上、ご捺印ください	
主な業容 右記より 一つ選び□にレを つけてください	<input type="checkbox"/> 99自治体・官公庁関連（役所・清掃局・清掃センター・リサイクルセンターなど） <input type="checkbox"/> 88公共施設（図書館・美術館など） <input type="checkbox"/> 77教育機関（小・中・大・専門など） <input type="checkbox"/> 66郵便局 <input type="checkbox"/> 55店舗（コンビニなど） <input type="checkbox"/> 44その他				
回収拠点種別	<input type="checkbox"/> JBRCの回収場所（回収拠点場所）として登録 <input type="checkbox"/> 回収拠点場所の管理のみ				
回収拠点場所 追加登録	<input type="checkbox"/> 有 ※追加登録が有る場合、別紙の「回収拠点場所リスト」を本申請書とあわせて提出ください。				
自治体廃棄物 関係	<input type="checkbox"/> 自治体廃棄物	リサイクラー確認欄			
JBRCホームページ でリサイクル協力 拠点公開	<input type="checkbox"/> 可				
控えは必ず保管してください					

JBRC
記入欄

「回収拠点」登録のきっかけをお知らせください。

- ①JBRCのホームページ ②JBRCのパンフレット・チラシなど ③イベント・展示会 ④広告 ⑤知人・関係者からの紹介

◇回収拠点場所リスト

回収拠点名：

※回収拠点申請書にご記入いただいた場所が、JBRCが回収する場所「回収拠点場所」である場合は、本リストにもご記入ください。
 また、回収拠点場所を一般消費者の持込場所「リサイクル協力拠点」として、JBRCのホームページで名称・住所・電話番号の公開が可の場合は○、
 不可の場合は×を記入ください。

No.	名称	住所	電話番号	担当者	ホームページ 公開○×
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					